

地域医療構想の概要について

1. 策定の趣旨

団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37年）年を見据え、限られた医療資源を有効に活用しつつ、「効率的かつ質の高い医療提供体制」を構築することが求められている。

平成26年度には、このような医療制度改革の必要性から医療法が改正され、都道府県は「地域の医療提供体制の将来のあるべき姿」を描く「地域医療構想」を策定することとされた。

2. 主な内容（地域医療構想策定ガイドラインに基づき策定）

(1) 2025年の必要病床数（推計値）等

| 医療機能 | 2025年の 必要病床数(A) | 2014年の 病床機能報告(B) | (A)-(B) | 増減率(%) |
|-------|--------------------|---------------------|---------|--------|
| 高度急性期 | 718 | 1,514 | ▲ 796 | ▲ 52.6 |
| 急性期 | 2,393 | 3,667 | ▲ 1,274 | ▲ 34.7 |
| 回復期 | 3,003 | 1,690 | 1,313 | 77.7 |
| 慢性期 | 2,880 | 5,285 | ▲ 2,405 | ▲ 45.5 |
| 計 | 8,994 | 12,156 | ▲ 3,162 | ▲ 26.0 |

(2) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策

- ① 病床機能の分化・連携
 - ・ 高度急性期から在宅医療等に至る一連の医療・介護の切れ目ない提供
 - ・ 医療機関の役割分担に向けた協議の促進と基金活用による支援
 - ・ 病院完結型医療から地域完結型医療への転換に向けたICTの積極的な活用
- ② 在宅医療等の充実
 - ・ 退院支援、療養生活支援、急変時、看取りの各段階における対応の充実
 - ・ 療養病床に代わる新たな施設類型による、受け皿となる施設整備の推進
 - ・ 地域包括ケアシステム等による認知症患者の見守り体制の構築
- ③ 医療従事者の確保・養成
 - ・ 在宅医療を担う医師、歯科医師、看護師等の養成及び多職種協働の推進
 - ・ 院内保育所や勤務環境改善支援センターの活用による環境整備
 - ・ 寄附講座、地域枠等を活用した地域偏在の解消、県内定着の促進

3. 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|--|
| ・ 6月6日 | ・ 県議会に「地域医療構想の概要」を報告 |
| ・ 7月中旬まで | ・ 地域医療構想調整会議において「構想案」を検討 |
| ・ 7月下旬～ 8月下旬 | ・ 関係者（市町村、保険者協議会、関係団体）からの意見聴取 ・ パブリックコメント |
| ・ 9月上旬～ | ・ 医療審議会への諮問・答申 |
| ・ 9月 | ・ 県議会への報告、地域医療構想の決定 |